破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２６号
山形県長井市神明町１番23号
債務者　高橋亜矢子
1　決定年月日時　平成25年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第６号
沖縄県宮古島市城辺字下里添1026番地
債務者　宮國　真子
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２５年（フ）第１６号
北海道亀田郡七飯町字大沼町735番地
債務者　吉國　孝幸
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第７５号
函館市上野町19番９号
債務者　安宅恵久美
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第８２号
函館市昭和３丁目２番21号　タウンハウス昭和206
債務者　菅原亜佐美
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２１号
三重県伊勢市小俣町宮前633番地１
債務者　城山　伸司
1　決定年月日時　平成25年３月26日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第１５号
埼玉県鴻巣市笠原686番地の６
債務者　井上　裕一
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９９号
さいたま市中央区上峰３丁目７番22号　上峰マンション与野405
債務者　平賀　　環
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０２号
埼玉県新座市栗原６丁目11番11号　ブルーシャトー武蔵野ひばりヶ丘101号室
債務者　佐藤　洋一
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１８号
埼玉県上尾市大字今泉87番地
債務者　水野　　悟
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２１号
埼玉県朝霞市膝折町４丁目４番39号　ジョイフルタウン203
債務者　佐藤喜代子
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２２５号
埼玉県上尾市大字小敷谷１番地５　セントラルブルック102号室、旧住所埼玉県上尾市大字小泉1076番地１　新井ハイツ203
債務者　竹内　喜久
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２３３号
さいたま市大宮区天沼町１―70―１　やすらぎの里天沼寮、住民票上の住所さいたま市南区白幡４丁目13番24号　１―1009
債務者　永尾　好光
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２４５号
埼玉県鴻巣市神明１丁目４番１―201号　永寿荘
債務者　小泉伊津子（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２３号
静岡県富士市中野490番地の34、前住所静岡県富士市松岡1388番地の112
債務者　渡邉　真衣（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第４７号
静岡県駿東郡長泉町納米里104番地の17、前住所静岡県駿東郡長泉町納米里121番地の１
債務者　白砂　光代
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第７０号
静岡県沼津市西島町１番33号　ロイヤルマンション401
債務者　髙嶋　正子
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係